

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)
地域名 (地域内農業集落名)	蒲崎・新浜地区 (蒲崎北、蒲崎南、新浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備が完了している農地については、農業法人と認定農業者にある程度集積されている。当地区では震災後に農地が集積されているが、地域の農家は移転した方が多く、大部分の農地を玉浦南部生産組合が担っているため、社員採用と新規就農者を確保・育成しながら、地域全体として農地を利用していく仕組みを作る必要がある。介在農地(集団移転跡地)を活用し、観光農業の導入及び新規就農者ネットワークの構築といった新事業にも着手していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの形成と地域内外からの農地を利用する者を確保するため、イベントの開催や観光農業を展開し、地域を理解してもらうことが重要と考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127.59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

蒲崎北、蒲崎南、新浜を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者だけでなく、そのほかの団体ともネットワークをつくり、機械や技術の共有、販売提携などに取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②農薬、肥料の適正使用。
 ⑦農地の保全管理。
 ⑧ライスセンターの管理。
 ⑩⑤土地利用型、施設園芸、露地栽培、果樹等の複合経営を目指し、観光農業で集客し、地域の活性化を図る。更に、新規就農者を団地化し、広域ネットワークを形成し取引を拡大する。